

お客様各位

平成30年5月1日

風薫る季節となりました今日この頃、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成30年度税制改正解説～新固定資産税減税制度
3. コラム～社会保険アドバイス

1. 今月の事務

5月は地方税に係る税金事務が目白押しです。

①個人住民税の特別徴収の準備

個人住民税の特別徴収は、納税義務のある社員に代わって、4月1日現在の給与支払者（特別徴収義務者）が、毎月の給与から税額分を差し引き、翌月10日までに納付します。税額は、毎年6月に切り替わり、翌年5月まで年12回の均等割額で、端数額は最初の6月分で調整します。通常、各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って納付するだけで、徴収額は、給与台帳や給与計算表に転記しておくとともに、1部を社員本人に交付します。また、パソコンで給与計算をしている企業では、忘れずにデータを更新しましょう。また、源泉所得税と同様に、社員10人未満の事業所では申請により半年毎の特例納付が認められておりますので、事務負担の軽減のため、申請をお勧めします。

②固定資産税（都市計画税）の平成30年度第1期分の納付

固定資産（土地・家屋・償却資産）は、国の評価基準にもとづいた「適正な時価」から課税額が算定されます。納付時期、価格修正通知などの扱いは市町村によって異なりますが、多くは、4月末から5月末の間に、第1期分の納付期限を設けています。都市計画税は、原則として市街化区域内にある土地・家屋にかかる税金です。なお、償却資産は課税対象にはなりません。固定資産税とあわせて納めます。

③自動車税・軽自動車税の納付

自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の車の所有者に対して課される税金で、都道府県または市区町村から送られてくる納税通知書に従って、期限までに納付します。4月2日以降に車を売却または譲渡した場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付されます。平成30年度は、「自動車取得税のエコカー減税」の対象が4月1日より、「自動車重量税」の対象が5月1日より変更されます。

2. 平成30年度税制改正解説～新固定資産税減税制度

平成30年度改正で創設された固定資産税の新しい設備投資減税は、中小事業者等が取得した機械装置等の固定資産税を、3年間、最大ゼロまで軽減できる制度です。施行は6月ごろになりますが、平成30年度では、この新しい設備投資減税は、30年度末で廃止となる中小企業等経営強化法による固定資産税特例との選択適用となります。

この新特例は機械等の工業会の証明書の入手や計画の認定など基本的な仕組みは従来と同様ですが、申請までのフローの扱いが従来とは大きく異なります。つまり、設備取得前に①認定経営革新等支援機関による確認と②工業会の証明書の入手が義務付けられていることに注意が必要です。

中小企業庁が4月3日に公表した同制度に係る自治体へのアンケート結果によると、自治体の約9割

が全額免除とする意向とされていますので、設備投資をする際には是非検討してみてもいいのではないでしょうか。

3. コラム～社会保険アドバイス

社会保険に関するアドバイスをシリーズ化して解説していきます。今回は年金事務所の調査についてです。

年金事務所から事業所に対して、7月初めに行われる定時決定の際に、3～4年毎に指定された会場での調査が行なわれる場合や、事業所が初めて社会保険に加入すると必ず翌年に「新規適用」の調査として、年金事務所への来訪を依頼されることがあります。

以前は、「新規適用」の際には年金事務所の担当官が社会保険の登録所在地まで出向いて、その場所に事業所が存在し、かつ労働者がそこで働いているかについての実地調査があったそうですが、最近は窓口での調査が主流のようです。

重点調査項目は、「加入漏れ」と「月額変更届の届出提出漏れ」の2つのようです。

「加入漏れ」は、本来、社会保険の加入をしなければならない従業員が除外されていないかを調査するもので、年金事務所から要求された持参書類の源泉所得税領収証書より、源泉所得税を納めた人数と社会保険に加入している人数を比較することで、社会保険に加入していない人が判明します。更に、この未加入者についてのタイムカード（出勤簿）や賃金台帳を確認して、「1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が4分の3以上（4分の3要件）」に当てはまる社会保険の未加入者がいないかが調査されます。

次に、「月額変更届の届出提出漏れ」は賃金台帳を見て、基本給などの固定的賃金の変動により標準報酬等級の差が2等級以上あった月が3ヶ月連続した場合、年金事務所に「月額変更届」を提出して、標準報酬を変更しているかを確認します。この届出をすることにより、変動のあった月の4ヶ月後に社会保険料額の改定が行われますが、この届出が漏れてしまっていることが多いようです。

社会保障財源確保のため、年金事務所の調査は厳しくなっており、適切な処理及び手続きが必要になります。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>